

今回の相続法改正は、以下の三つの観点から行われている（原則2019・7・1施行）。

【改正のポイント】

(1) 配偶者の居住権を保護するための方策

特に高齢の配偶者の居住を保護する必要から、配偶者居住権、または配偶者短期居住権が創設された（20・4・1施行）。

被相続人の婚姻期間が20年以上の場合、配偶者との間で居住用不動産の遺贈や生前贈与をした時、持戻し免除の意思表示があった（相続財産に組み戻さない）ものと推定する規定を置いた。

(2) 遺言の利用を促進するための方策

自筆証書遺言について、その方式上、財産目録は手書きであることを要しなくなった（19・1・13施行）。法務局における遺言書の

「保管等に関する法律」に基づく保管制度もできる（20・1・13施行）。（3）相続人を含む利害関係人の権利調整のための方策

相続人以外の親族が被相続人について、登記その他の対抗

ができるようにした。

これまでとは違い、相続人が遺言や遺産分割により権利を承継した場合、その相続人は法定相続分を超える部分を承継した場合、その相続人は法定相続分を超える部分について、登記その他の対抗

は、「家の財産」の承継を体現するものにして、被相続人の財産の自由の一部を制限しないで、それによって、被相続人は財産すべてにつき完全な処分の自由が確保されたことになる。遺留分の意味合いまようと、物件的効果が生じ、いも、配偶者や子に対する保障ということになる。

遺留分の権利は①その侵害

遺留分の金銭を債権化

相続法改正 匠プラザ21 経営法務大学

要件を備えない、第三者に對抗できないことにされた。

【遺留分の紛争】

今後は、遺言の利用が一段と奨励されるようになる。それに伴って、相続人（兄弟姉妹を除く）の持つ、相続分の最低保障としての遺留分が侵害されたとする紛争も増え

不動産なら、遺言対象の物件が即受遺者と権利行使をした相続人との共有状態に変わる結果を生ぜしめた。当該物件は、紛争解決までの間、塩漬けの下に置かれ、受遺者においてその物件を売却でもすると、遺留分侵害の責めを負わされたりした。

【制度の転換】

株式にまで及ぶと、会社の存続にも影響する。事業承継と別寄与料の請求、遺産分割前の預貯金について、各共同相続人に一定程度の払戻請求が

そこで、こうした不都合な状況を改める方法として、「遺留分を遺留分相当額の金銭の支払いを請求する権利」と再構成することになった。

元はといえば、遺留分制度の構成とした。今回の改正は、ようやくにして、家産から個人財産への承継とその方向を切り替えた点でも評価される。

（弁護士・浦田益之）